

東日本大震災津波の被災地視察報告 part 2

～放射性物質の除染状況について～

県土整備企画室

東日本大震災津波による被災地である宮城県石巻市、南三陸町の視察報告を平成24年4月号に掲載したところですが、今回、福島県及び福島市のご協力により、放射性物質の除染状況について視察する機会がありましたので、その概要についてお知らせします。

○福島県の被害状況

福島県では、東日本大震災津波により死者2,907人、行方不明者5人、全壊・半壊を含めた住家被害は16万棟に及びなど甚大な被害が生じたほか、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故も加わり、現在も16万人に及び方々（うち県外に6万人）が避難生活を余儀なくされています。（平成24年9月20日時点）

○福島市の除染状況

福島市は、福島第一原子力発電所から約50km離れていますが、空間線量率（年間相当量）は1.0ミリシーベルトを超える地域が多く（右図参照）、市内各地で除染が行われています。

視察現場は、福島市中心部から南に約7kmの位置にある南向台地区です。当地区は、約1,000戸の新興住宅街で、今年2月から除染を開始し、9月中旬までに約600戸の作業が終了しています。

今回は、住宅の除染作業を視察しました。表面線量を計測しながら、屋根や壁の高圧洗浄（1日～1日半）を行い、庭の表土を剥ぎ取り、それを容器に入れて埋める（1週間～10日間）流れとなっています。仮置き場の確保ができないため、地域の合意のもと、各家庭から発生した表土は庭に埋められます。

今後、インターロッキングや側溝蓋の除染を予定していますが、高圧洗浄しても除染できない場合は、裏返しにして使用することや、路面は、ブラスト洗浄や超高圧洗浄など、高価な手法も検討せざるを得ない状況とのことです。

本県でも放射性物質による汚染や風評被害が発生しています。関係機関との連携を強化して、放射線影響対策に取り組んでいきます。

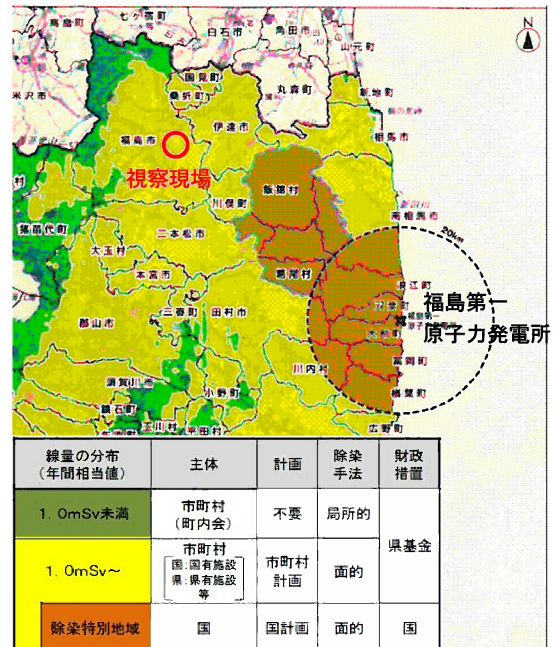


図-1 福島県の除染の仕組み
(福島県ホームページより抜粋・加工)



屋根の表面線量の測定状況
線量を測定しながらの除染が続きます



屋根の高圧洗浄の状況



庭の表土の剥ぎ取り状況
表土は右の白い容器に入れて埋めます